

## **[事案 2023-205] 慰謝料請求**

・令和6年6月14日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和4年10月に左胸腔鏡下下葉切除術を受けたため、令和3年9月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、調査会社による調査が行われた結果、告知義務違反により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 事実と相違した告知は行っておらず、告知義務違反に該当する事実はない。
- (2) 調査会社の調査内容は、虚偽または架空の内容であり、それを誤信して契約解除を行った保険会社の決定は誤りである。

### **<保険会社の主張>**

告知義務違反解除は有効であり、当社の対応に慰謝料請求が認められるような行為はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。